

れんらくもうサービス 契約書

株式会社イーアイシー（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）は、甲乙双方のサービス向上及び業務拡張に努め、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条 <総則>

甲は、乙に対し、乙と閲覧者との相互連絡となる個別ホームページ（以下、HPという）を提供し、乙は甲に対し、作成に必要な情報を提供する。

第2条 <資料及び情報の提供>

乙は、HP作成に当たり、使用したいロゴ等がある場合は、これを無償にて甲に提供する。
また、本契約の有効期間中、甲に対し乙が別途指定する商標・ロゴマーク等を使用する権利を許諾するものとする。

第3条 <カスタマイズ>

各HPのカスタマイズ（以下、変更という）及び文面の入れ替えは、乙自身が、甲が提供する管理画面で行うものとする。

第4条 <業務の委託>

甲乙双方が互いに委託した業務を第三者に再委託する場合は、再委託した甲または乙が第三者の秘密保持の義務責任を負う事とする。

第5条 <権利の帰属等>

- 甲が本件業務によりなされた発明、発案、創作等について産業財産権、著作権等の知的財産権による保護を受けられる場合は、かかる権利は甲に帰属するものとする。
2. 本件業務により乙が知り得た甲の情報及び技術において乙は、乙自身または第三者に伝え類似した業務を行うことを禁ずる。この権利はこの契約解除後も有効とする。
 3. 乙は本契約に基づく一切の権利を第三者に譲渡もしくは貸与してはならない。

第6条 <法令及びその他の規範の遵守>

甲は、HPを利用する乙および閲覧者のプライバシー及び個人情報の保護にあたり、適用される法令及びその他の規範を遵守するものとする。

第7条 <個人情報の取得・利用>

- 当HPは、利用者の個人情報提供を受ける際は、利用目的をあらかじめ明示し、適正な方法で取得するものとする。
2. 提供された個人情報は乙が運営するHPでのみ使用するものとする。

第8条 <個人情報に対する安全対策の実施>

- 甲は、個人情報に関する安全対策を下記の通り実施するものとする。
1. 甲は、個人情報保護を取り扱うに当たり、個人情報保護管理責任者を置き、個人情報への不正アクセスの防止、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の防止等、適切な管理に努めるものとする。
 2. サーバーに接続するためのパスワードは代表者及び甲の技術者のみが管理し、使用しているパソコンは他のものが使えないようにパスワードを設定して管理するものとする。
 3. 甲のサーバーは、Pマークを取得しているサーバー会社にて24時間有人体制で厳重に保管されている。
 4. セキュリティーにおける弱点が見つかった場合は速やかに修正をし、外部からの不正アクセス等を防ぐように努めるものとする。
 5. 甲は、乙の個人情報を保有する必要がなくなった場合（乙による解約があった場合）、責任を持って廃棄するものとする。

第9条 <秘密保持>

甲乙双方は本契約に基づき知り得た相手方の営業情報につき、相手方の事前の文書による同意を得た場合を除き、本件業務遂行以外の目的にこれを使用してはならない。

ただし、甲が本システムの告知・広告を行う場合、乙の許可無く無償で乙の氏名およびURLを使用することができるものとする。

2. 相手方の営業情報について、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、本契約終了後、速やかに抹消するものとする。

第10条 <秘密保持義務>

甲乙双方により提供されたドキュメント・技術情報ならびに口頭により開示された情報において、甲乙双方は、一般の公知となるまでの間秘密保持する事とし、第三者には一切開示漏洩または提供してはならない。

第11条 <秘密義務違反行為>

甲乙いずれかの秘密義務違反行為が確認された場合、その違反行為によって発生した損害を法的に算定し、双方共に請求できることとする。

第12条 <損害賠償>

乙の故意、過失により甲の設備・システム・他の財産あるいは第三者に損害を生ぜしめたときは、乙は甲及びかかる第三者に対しその損害を賠償する責を負うものとする。

2. インターネット回線上及び提供プロバイダー等の事情においての損害については、甲は何らこの責を負うものではない。但し、問題の解決に向け最大の努力を行うものとする。

第13条 <甲の責任範囲>

天災地変や停電、その他の甲の責によらない事由によるシステムの一時停止または全面停止によるメール未送信等の事情が発生した場合において甲は何らこの責を負うものではない。

2. 甲が乙に提供するHPは、乙が保護者に対し閲覧させ、運営するものであり、甲が直接取引するものではない。乙と保護者間で生じたあらゆる損害や問題は、乙と保護者間で解決し、甲はその責を負うものではない。

第14条 <サポート・メンテナンス>

乙は、運用するHPに不具合が生じた場合、直ちに甲に連絡し、甲はこれを調査し、解決に努める。

第15条 <禁止事項>

甲が乙に提供するHPにおいて、不特定多数への閲覧者を対象にした乙のPRを一切禁止する。PRが発覚した場合、甲は乙に予告することなくHPを抹消することができる。

第16条 <費用>

初期費用として5,250円、利用料として月額5,000円を請求する。原則、利用開始翌月から3月分までを請求し、3月に4月からの1年分をまとめて請求するものとする。支払方法は弊社指定の銀行口座への振込とする。

別途登下校まもりサービスを導入した場合、初期費用と利用料については無料とする。

第17条 <広告>

作成するHPには企業広告が表示される。ただし、公序良俗に反する広告は掲載しないものとする。

第18条 <契約の期間>

本契約の有効期間は、契約締結日から満1ヶ年とする。

ただし、契約期間満了の日の3ヶ月前までに、甲又は乙より書面による別段の意思がない限り、本契約の有効期間はさらに1ヶ年自動的に延長されるものとする。以降もまた同様とする。

第19条 <解除>

甲乙双方は、相手方が本契約に定める条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も当該違反が是正されない場合には、本契約を解除し、且つ甲ならびに乙は蒙った損害の賠償を請求することが出来るものとする。

2. 乙が刑法上の犯罪行為、民事上の犯罪行為、その他法令・公序良俗に反する行為が認められたとき、又は本業務が遂行できない状況が認められたときは、本契約を甲が書面により一方的に解除することが出来る。

第20条 <協議事項>

甲及び乙は、本契約に定めのない事項または本契約について疑義が生じた場合には、信義誠実に協議し、円満に解決を図るものとする。

第21条 <合意管轄裁判所>

本契約に関して生じる紛争に関する訴訟または調停については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第1審の管轄裁判所とし、他の裁判所への訴えは認めないものとする。

契約成立の証として本書を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所：

会社名：

印

乙 住 所：

名 称：

印